

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の規定の範囲内で、町が当事者である損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年 6 月 19 日に、下水道課職員が運転する町公用車が葉山大道交差点で左折しようとしたところ、左後方から直進してきた自転車と衝突したことについて損害賠償の額を決定する。

- 1 相手方 町外在住者
- 2 損害賠償額 250,734 円

令和 6 年 12 月 10 日

葉山町長 山 梨 崇 仁